

現在検討中の津山市議会議員の倫理に関する条例案の内容

津山市議会議員の倫理に関する条例案の目的や議員の倫理上問題となる行為などは次のようにまとめ、現在条例の制定に向けて最終的な検討を行っています。

条例案の目的：市民全体の代表者としてその人格と倫理の向上に努め、常に誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与すること。



条例案で定める倫理違反行為

- ① 刑事罰を受けるなど品位と名誉を損なう一切の行為、また市民の信頼を損なう行為
- ② 市が行う許認可等の処分や、市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利または不利となるような働きかけ
- ③ 権限または地位を利用したいかなる金品の授受
- ④ 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限や地位による影響力を不正に行使する働きかけ
- ⑤ 市職員の採用、人事に関する働きかけ
- ⑥ 政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附
- ⑦ 市民から公正な職務の遂行に反する行為や、その地位による影響力を不正に行使させるよう求められたことへの賛同
- ⑧ 津山市暴力団排除条例に規定する暴力団や団員など、社会的に非難されるべきものとの利害関係

「国会決議の遵守を踏まえたTPP交渉を求める意見書」を可決

3月定例会では、現在参加国の政府間で交渉が続いているTPPについて、日本の農業・農村の振興を確実に守り、一層発展させていく重要性を捉え、「農林水産分野の重要5品目など聖域の確保を最優先すること」を初めとした国会決議を必ず守るよう求めた意見書を全員一致で可決し、関係政府機関へ意見書を送りました。

国への要望事項

- 1 衆参両院の農林水産委員会で採択された決議内容を遵守し、交渉相手国に交渉方針として明示し理解を求めること。また、重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合は、TPP交渉から脱退を検討すること。
- 2 厳しい守秘義務が課せられている交渉下にあっても、広く情報の開示を徹底するとともに、十分な国民の合意形成を図るために説明責任を果たすこと。

議員辞職勧告決議について

本市議会の神田栄作議員が、道路交通法違反により逮捕されたことを受け、議会は神田議員に対し、今回の事件が議会及び議員に対する市民の信頼を大きく失わせ、議会の権威と信頼を損ねた責任を真摯に受け止め、みずから議員を辞するよう求めた*議員辞職勧告決議を行いました。

*議員辞職勧告決議…議員に対し、みずからの意思で議員の職を辞めることを求める内容の議会の決議のこと。議員辞職勧告決議についての法律上の規定はないため法的拘束力はなく、辞職勧告決議を行ったとしても、決議を受けた議員はその決定に拘束されるものではない。